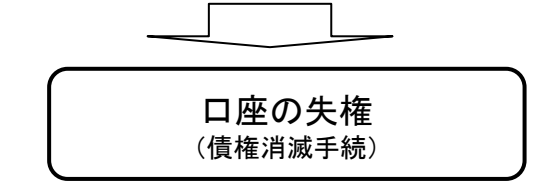
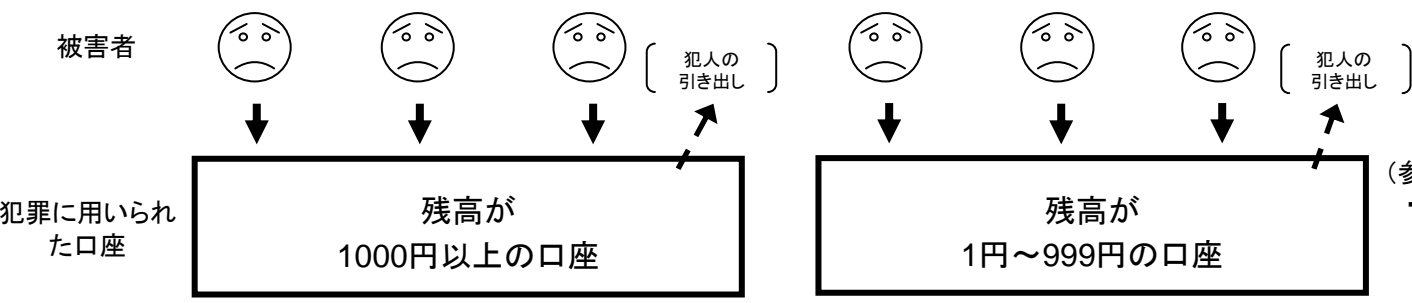
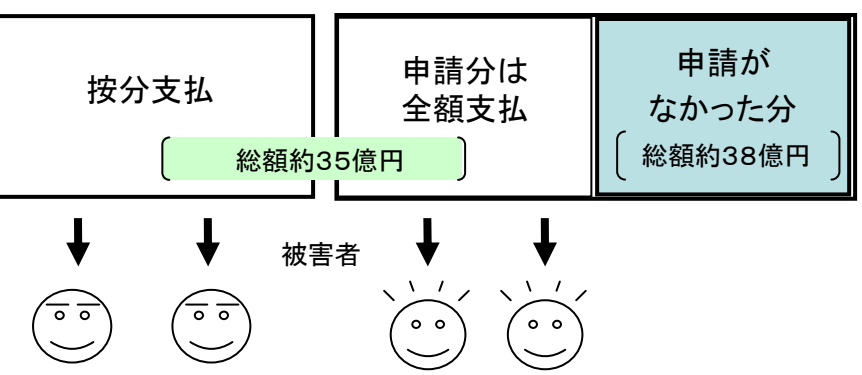
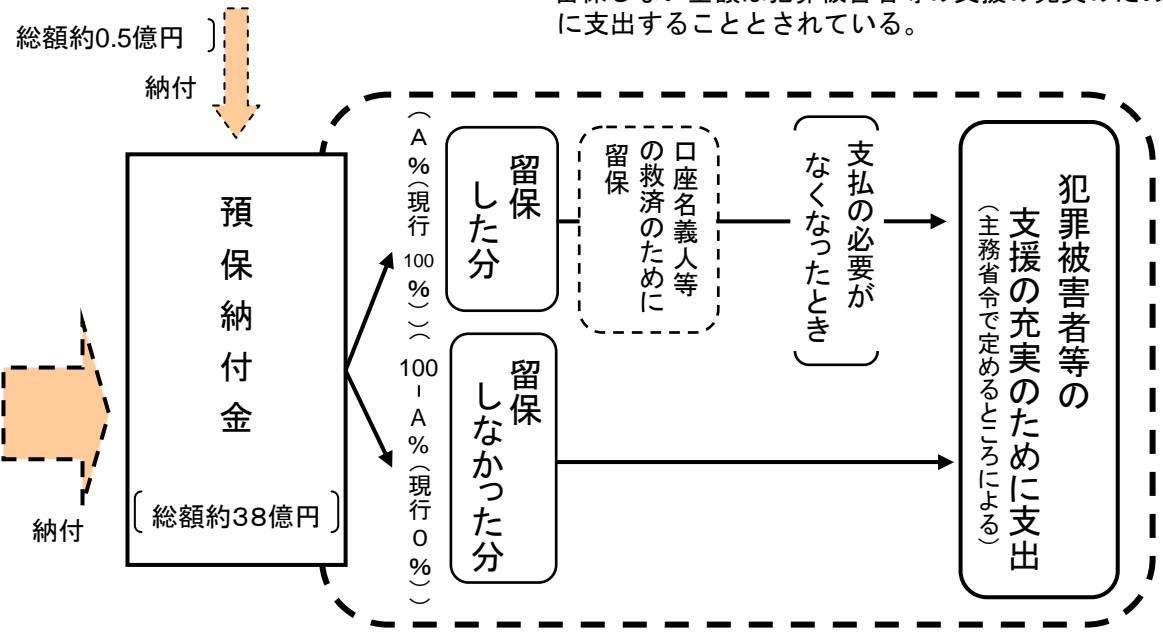
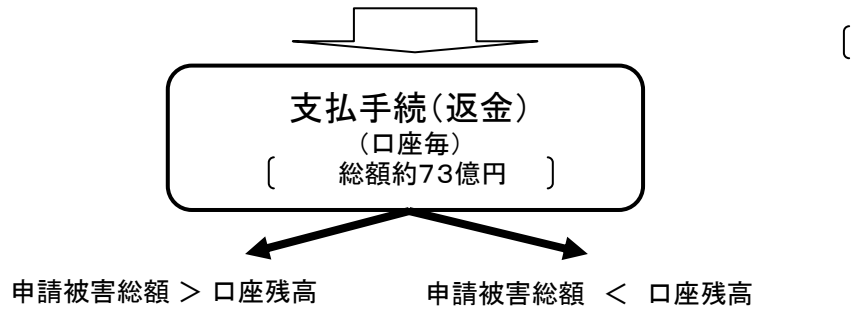


# 振り込め詐欺救済法の制度概要

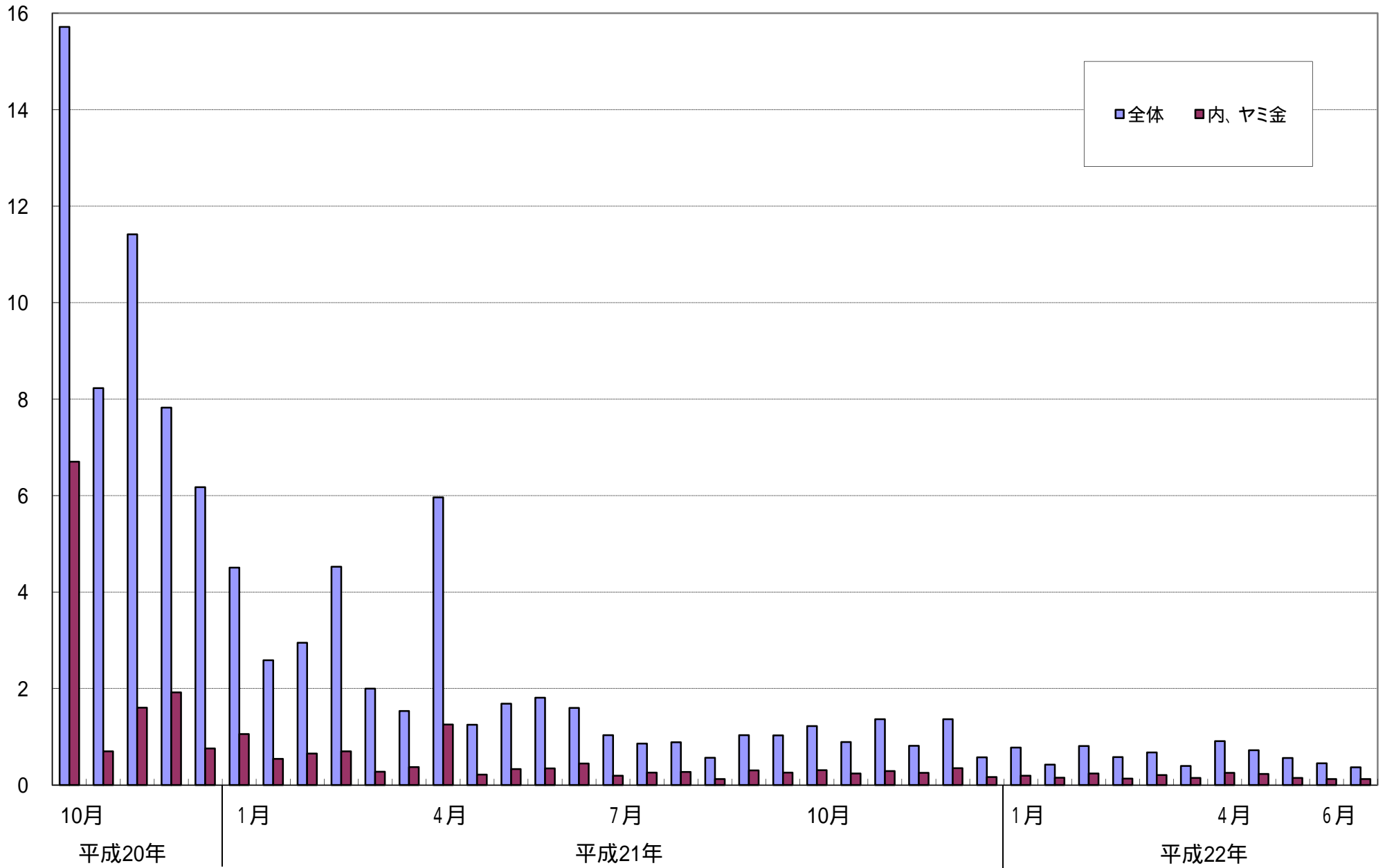


- (参考)
- ・誤って失権された預金者等の事後的な救済に備えるため、預保納付金の一定割合を留保しておくこととされている(法第20条第1項)。(現在、留保割合は、内閣府・財務省令において100%とされている。)
  - ・一旦留保した預保納付金についても、上記の事後的な救済のための支払の「必要がなくなったとき」(法第20条第2項)には、犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされている。
  - ・留保しない金額は犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされている。



## 支払手続開始公告における失権預金(金額)の推移(法施行～H22.6.16)

(億円)



## 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等

H22. 10. 29 金融庁公表

	情報提供件数		金融機関の対応			
	期中	累計	強制解約等	利用停止	調査中	その他
			累計 (増減)	累計 (増減)	累計 (増減)	累計 (増減)
平成22年3月末 (増減は平成22年1月～3月)	1,274	27,099	10,220 (461)	14,534 (739)	494 (▲29)	1,851 (103)
平成22年6月末 (増減は平成22年4月～6月)	1,297	28,396	10,643 (423)	15,264 (730)	548 (54)	1,941 (90)
平成22年9月末 (増減は平成22年7月～9月)	1,353	29,749	11,042 (399)	16,048 (784)	576 (28)	2,083 (142)
主要行	492	18,397	7,990 (205)	9,079 (209)	349 (38)	979 (40)
地方銀行・第二地方銀行	245	4,093	1,379 (36)	2,245 (191)	124 (0)	345 (18)
信用金庫・信用組合	72	1,180	548 (28)	417 (30)	84 (10)	131 (4)
その他金融機関	544	6,079	1,125 (130)	4,307 (354)	19 (▲20)	628 (80)

\* ) 調査を開始した平成15年9月16日以降、全国の財務(支)局において受け付け、金融機関に対して情報提供を行ったもの(一部、金融庁において受け付けた情報を含む)を累計ベースでカウント。

\* ) 増減は、前四半期末に比した数。

\* ) その他は、金融機関が調査した結果、特段不審な点が見受けられなかったもの、口座不存在であったもの等。

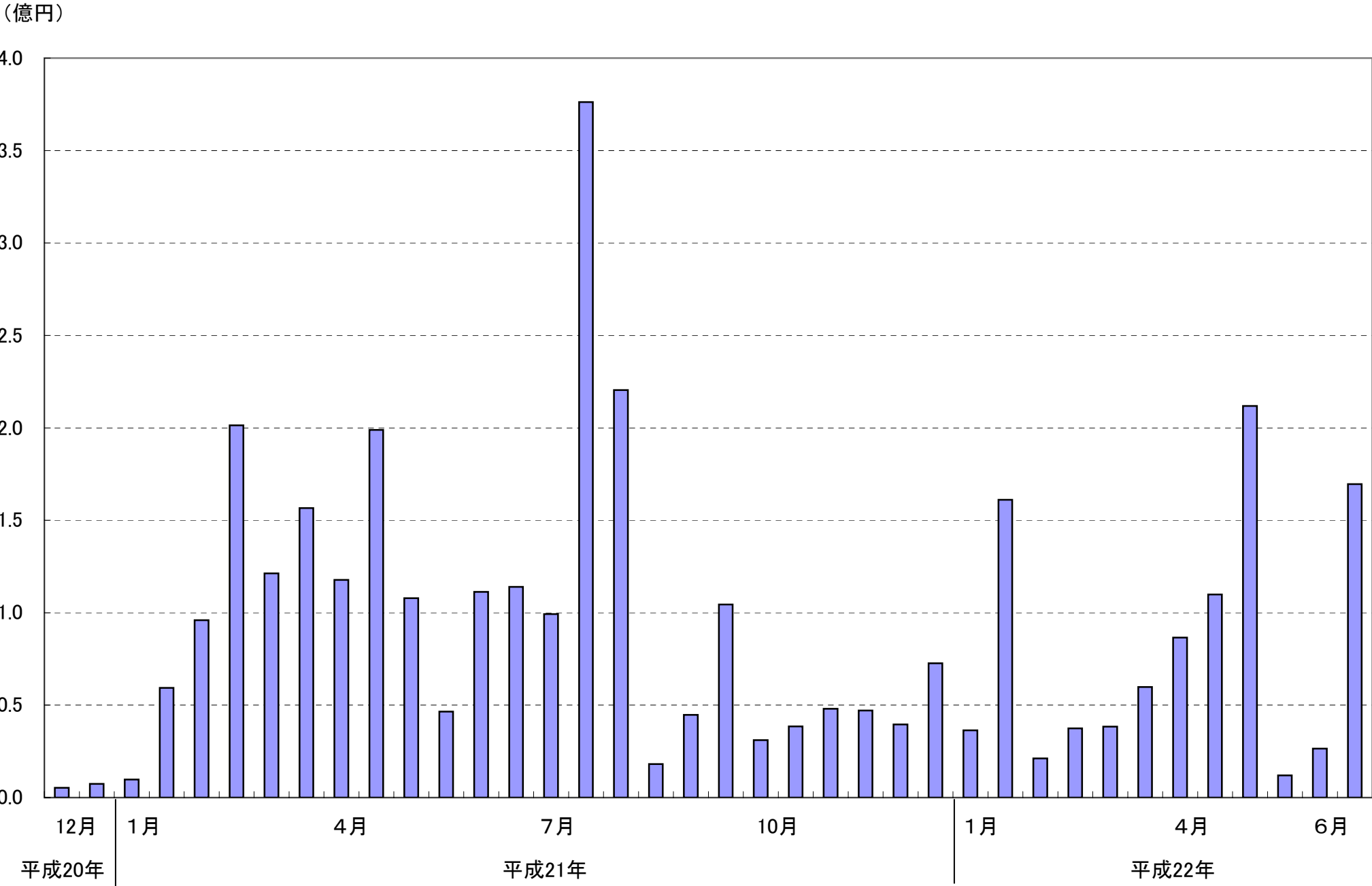
\* ) 主要行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行、あおぞら銀行を除いたもの。

\* ) 埼玉りそな銀行は、地方銀行・第二地方銀行に含む。

\* ) その他金融機関は、主要行、地方銀行・第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)及び労金等。

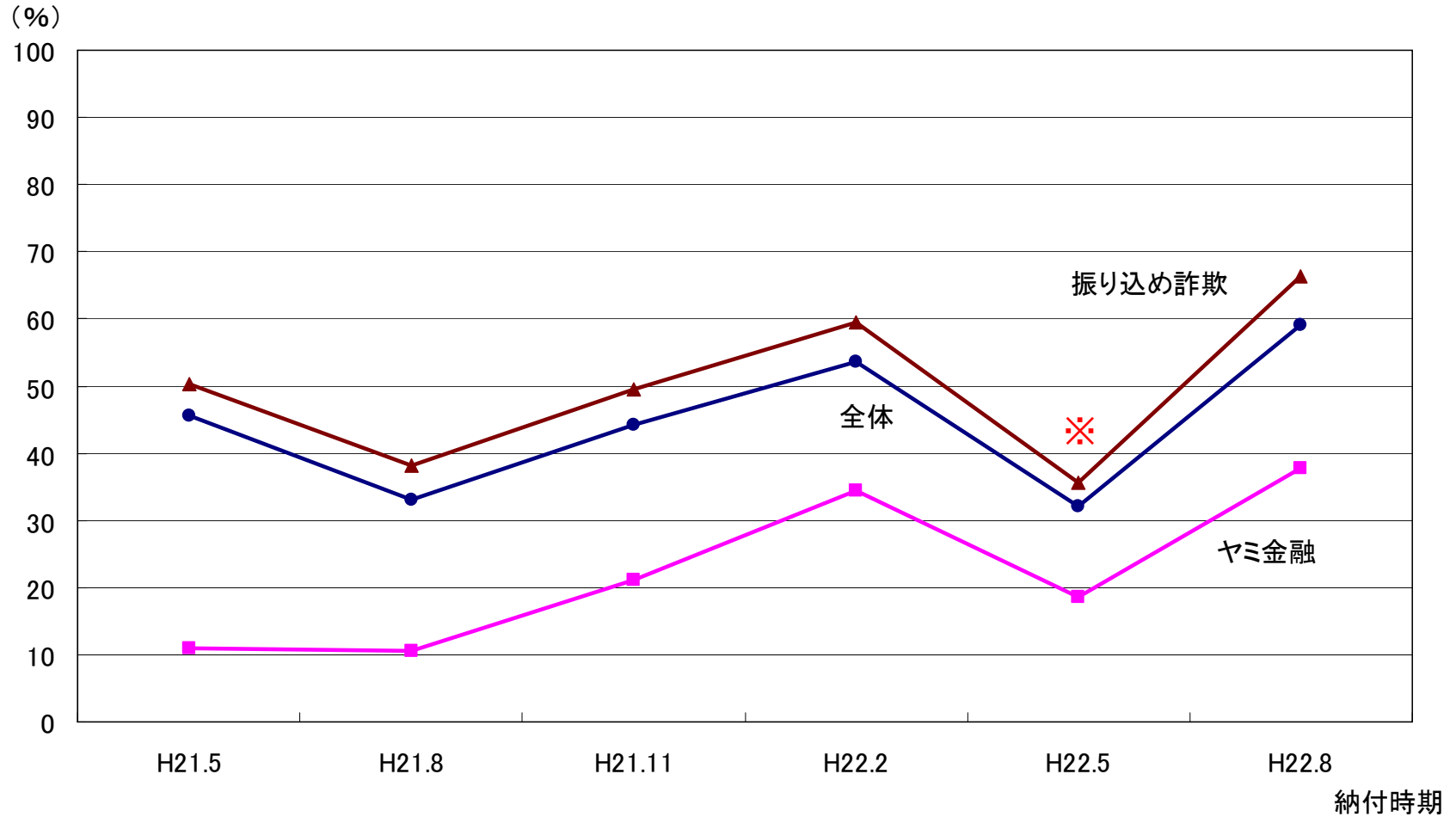
\* ) 速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

### 支払手続終了公告における被害回復分配金額の推移(法施行～H22. 6. 16)



# 返金率の推移(犯罪類型別)

● 法施行後の返金率は低く、足許は緩やかに改善傾向。



## ○振り込め詐欺救済法（抜粋）

（犯罪被害者等の支援の充実等）

第二十条 預金保険機構は、前条（第二十四条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により金銭の納付を受けたときは、当該納付を受けた金銭の額から当該金銭の額に第二十五条第四項の規定による支払に要する費用の額を考慮して主務省令で定める割合を乗じて得た額を控除した額の金銭を、主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出するものとする。

2 預金保険機構は、前項の主務省令で定める割合を乗じて得た額の金銭について、その全部又は一部が第二十五条第四項の規定による支払のため必要がなくなったときは、前項の主務省令で定めるところにより、これを犯罪被害者等の支援の充実のために支出するものとする。

平成 22 年 9 月 9 日  
金 融 庁

## 「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の設置について

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）」に定める預保納付金の取扱い等について検討するため、本日、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム（PT）」を設置した。

### 1. 検討課題

- ・ 法第 20 条第 1 項により留保することとされている預保納付金の割合
- ・ 法第 20 条第 2 項にいう「必要がなくなったとき」に関する考え方の整理
- ・ 預保納付金の具体的使途
- ・ 金融機関における振込人（被害者）に対する返金率の向上 等

### 2. 構成メンバー

※2010 年 10 月メンバー更新

座長	金融庁	田村 謙治	大臣政務官	→	和田隆志	大臣政務官
	内閣府	泉 健太	大臣政務官	→	末松義規	副大臣
		（犯罪被害者等施策担当）			（大臣政務官は不在）	
	財務省	大串 博志	大臣政務官	→	吉田 泉	大臣政務官

オブザーバー 警察庁、法務省、預金保険機構

### 3. 検討の進め方

有識者、犯罪被害者支援団体、金融機関等からのヒアリング等を行い、その結果を参考にしつつ、本年度内を目途にとりまとめを行う予定。

以 上